

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月6日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第25-41380-0323号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（掘削）
質問事項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</p> <p>2. 特記仕様書第29章三者協議の対象工事となっていませんが、受注者の申し出による三者協議は可能という理解で良いですか？</p> <p>3. 施工範囲はJR磐越東線と近接しており、工事に伴う列車見張員の配置も明記されていますが、工事に伴い必要となるJRとの協議等は全て完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で良いですか？</p> <p>4. 特記仕様書第10章15の指定仮設は「無」となっていることから、図面番号31/32の「工事用道路計画図」と図面番号32/32の「仮締切計画図」には「(参考図)」の表記は無くとも任意仮設と理解しますが、図面に示された平面や横断形状に差異が確認された場合は、設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>5. 特記仕様書第10章13の「交通誘導員の配置」に「交通誘導員は出入口部に1人配置する」と記載されていますが、国道399号から戸川原ストックヤード間の市道は大型ダンプトラックと一般車のすれ違いができないため、戸川原ストックヤードへ残土運搬する際には見通しの悪い箇所において交通誘導員の配置が必須となりますか、交通誘導員の配置は設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>6. 特記仕様書第32章7の鉄道敷に「近接した箇所（袋型根固工、左岸・右岸の護岸工を施工する際は列車見張員を配置）」と記載されていますが、左岸側の伐採施工時や磐越東線直下の河道掘削時には列車見張員の配置が必要無いという理解で良いですか？</p> <p>7. 施工範囲内（左岸側）に竹林があり本工事（掘削工）着手前に伐採・処分が必要となりますか、設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>8. 図面番号5/32の「横断図（2）」に示されている「19/500（NO.390）」において、低水及び高水護岸を施工するように着色されていますが、平面図、展開図、設計数量との整合が図られていません。横断図の着色の誤りという理解で良いですか？</p> <p>9. 図面番号13/32の「護岸工平面図（8）」の平面図によると、左岸側橋台の両脇にある既設護岸工は取り壊さずに新たに護岸工を施工して埋戻す計画となっていますが、既設護岸工は取り壊せないものという理解で良いですか？</p>	

10. 図面番号 13/32 の「護岸工平面図 (8)」の側面図によると、磐越東線の直下に位置する高水護岸工の施工時は、JR 橋の桁下と平張ブロック天端との離隔距離が最小で約 1m となり、平張ブロックを通常施工のように吊上げることが出来ません。JR との協議はどのような施工方法で完了しているのですか？
11. 図面番号 1/32 の「平面図」及び図面番号 2/32 の「縦断図」に図示されている「No. 396 +11.5」は「No. 386+11.5」の誤記ではないですか？
12. 図面番号 32/32 「仮締切計画図」に図示されている大型土のうの設置方法を過去に用了した施工実績では、土のうの隙間から河川水が流入しその目的を果たせませんでした。仮締切の目的を果たすための構造変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
13. 現地調査の結果、既設橋台及び橋脚の外部は自然石をレンガ積みしたような形状となつております、コンクリート構造物のように一体化となっていませんが、施工中の挙動監視は必要ですか？仮に必要な場合はその費用は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
14. 排水樋管工の遮水矢板の打設が、設計書の頁 0-0015(施工第 0-0039 号表)ではクローラークレーン 50～55 t 吊りを用いたバイブルハンマによる鋼矢板の打設で積算されていますが、現地にはクローラークレーンの組立ヤードや施工ヤードがありません。機種の選定を含む施工方法の変更は、工事受注後に発注者から示されるという理解で良いですか？
15. 設計書頁 0-0029 水替工は作業時排水で計画されておりますが、低水護岸の施工時には平常水位以下は常に水没することから手戻り施工を伴うことになりますが、常時排水への変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
16. 入札公告 P.3 の JR 近接工事について、「該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること」という記載は、工事期間中に工事管理者の資格を有するものを現場で雇い入れその後継続して雇用することも含まれるという理解で良いですか？

回 答 事 項

1. 御理解のとおりです。
2. 必要と認められるときは、三者協議を行います。
3. JR と河床掘削等における施工範囲及び工事内容等については協議済みです。なお、工事施工にあたっては、別途近接協議を要します。
4. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
6. 上記 3 の近接協議において、必要が生じた場合は、福島県工事請負契約約款第 19 条に基づき協議します。
7. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
8. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「zumen2.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（1）を御確認願います。
9. 御理解のとおりです。
10. 具体的な施工方法については、別途近接協議を要します。
11. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「zumen2.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（2）（3）を御確認願います。

12. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
13. 福島県工事請負契約約款第19条に基づき協議します。
14. 福島県工事請負契約約款第19条に基づき協議します。
15. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
16. 「「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること」とは、「工事管理者」が開札後の確認書類提出時に恒常的な雇用関係にあることを言います。